

バン型車安全輸送ニュース

荷役作業中の転落事故を防止する為の
注意点と昇降装置の紹介編

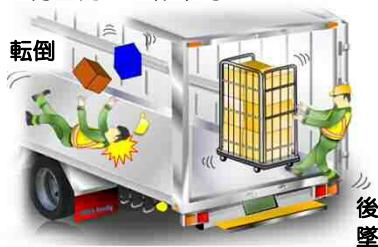
荷役作業に従事されている皆様へ

- 陸上貨物運送事業における労働災害の発生件数は高止まりにあり、特に荷役作業に係る労働災害が多発していることを受け、労働安全衛生規則が改正されました。
- 今回は、荷役作業での転落事故の防止など、安全に作業を行うための注意点について解説します。
- 荷役作業に係る安全装備について、各架装メーカーで既に設定されている装置の紹介と概要を解説します。

荷役作業時に危険を伴う行為例



荷室内での作業時



昇降装置を使用した作業時



労働安全衛生規則の一部改正の概要

- 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大。

(令和5年10月1日施行)

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

改正	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

- テールゲートリフターを使用して、荷を積み卸す作業への特別教育の義務化。

(令和6年2月1日施行)

テールゲートリフター



※貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。

荷を積み卸す作業を伴わない定期点検業務や、介護用車両に設置された車いす用の装置は対象外となります。

- 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます。 (令和5年10月1日施行)

荷台への昇降時及び、昇降装置使用時の留意事項

荷台昇降時の安全装備例

- パンパやステップに、すべり止めの追加や踏み代を広くすることで、昇降時の転落事故リスクの低減に繋がります。



荷台への昇降時の注意事項



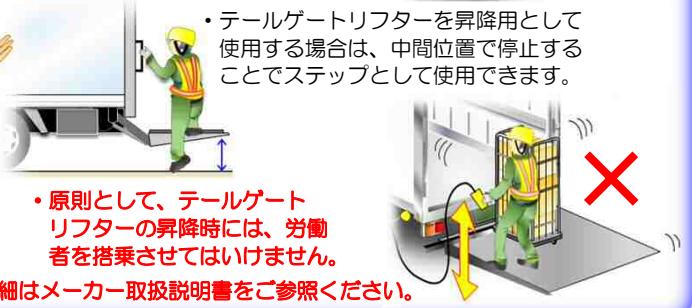
- リヤフレームやサイドフレームなどにグリップ等が装着されていない場合、可搬式踏み台等を使用し昇降してください。

荷台昇降時に可搬式踏み台等を使用する例

- リヤフレームやサイドフレームなどにグリップ等が装着されていない場合、可搬式踏み台等を使用し昇降してください。



テールゲートリフター装着時の例



※詳細はメーカー取扱説明書をご参照ください。

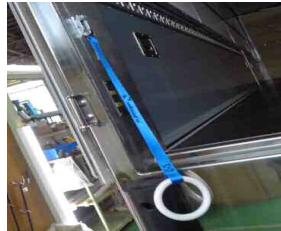
架装メーカーの安全装備の紹介

グリップ

固定式



脱着式



- ・グリップは、固定式と脱着式があり、ステップと併用し使用することで、転落事故のリスクが低減されます。

滑り止め加工

ステップ表面滑り防止テープ貼り



ステップ表面縞板



- ・ステップ表面に施工することで滑りにくくなります。
- ・テープタイプや塗装、鋼材に滑りにくくする加工を施しています。

追加ステップ

引出し式



走行時格納

側面ステップ取付



埋込み式



脱着式

バーリング加工&鋼板固定式



縞板

後面固定式



表面エキスパンド

丸棒型固定式



後部固定式

- ・後扉や側扉の昇降用装置で固定式や、走行時には格納できる引出し式があります。

- ・引出し式は、踏み代が広くとれるメリットがあります。

- ・側面のあおり埋込式や、ラッシングレールに脱着できるステップがあります。

- ・ステップの材質や加工を滑りにくい表面加工することで、より安全に昇降作業が行えるようになります。

落下防止用警告装置 【後部警告ライト】

停車時ステップ照射ライト



夜間での転落事故防止のため足元を照らす照明

庫内後端ラインライト



後部描画赤色ライト



後部警告赤色ライト



後端からの転落防止のため赤色で警告する照明

安全な荷役作業をするための注意事項！

1. 作業環境や内容に適した安全装備

- ・作業内容に適した服装と、保護帽の着装及び耐滑性、屈曲性がある滑りにくい安全靴を着用しましょう。

2. 庫内の整理整頓による作業環境の改善

- ・作業場所や庫内の整理整頓、床・地面の清掃や凹凸等のつまずきの原因をできる限りなくしましょう。
- ・床面の防滑化を実施し、転倒リスクを減らしましょう。
- ・適切な明るさの照度と十分な作業スペースの確保もしましょう。

3. 墜落・転落による災害防止の対策

- ・荷台の端部付近では外側に背を向けず、後ずさりしない、荷台への昇降は、必ず昇降設置装置を使用しましょう。また、荷台にグリップある場合は、必ず持って体を確実に保持し3点支持で昇降しましょう。

※足元の安全確認がしづらくなると踏み外しによる重大な転落事故の原因となります。

安心して荷役作業ができる安全装置と作業環境で災害リスクを減らしましょう。

※装備品の使用方法は、架装メーカー発行の取扱説明書又は、架装メーカーにお問い合わせください。